

令和 7 年度

東近江市農業委員会
第 3 回（6 月期）月例総会
議事録

1. 開催日時 令和7年6月10日(火) 午前9時30分から午前10時30分

2. 開催場所 東近江市役所 新館313、314、315会議室

3. 出席委員 37人 欠席委員 3人

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	出	21	出
2	欠	22	出
3	出	23	出
4	出	24	出
5	出	25	出
6	出	26	出
7	出	27	出
8	出	28	出
9	出	29	出
10	出	30	出
11	出	31	出
12	出	32	出
13	出	33	出
14	出	34	出
15	出	35	出
16	出	36	欠
17	出	37	出
18	出	38	出
19	出	39	出
20	欠	40	出
議長(会長)	出		

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議事上程

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 事業計画変更承認申請について

- 報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の報告について
- 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の報告について
- 報告第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の報告について
- 報告第4号 農地の貸借権の合意解約の報告について

5. 事務局職員

農業委員会事務局

局 長	出	主 任	出
参 事	出	主 事	出
参 事	出		

6. 会議の内容

議 長 それではただ今から、令和7年度 第3回（6月期）月例総会を開会致します。現在の出席者数は37名、欠席者数は3名（〇〇〇〇委員、〇〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員）ですので、この総会は成立致します。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。
議席番号14番〇〇〇〇〇委員、15番〇〇〇〇委員のお二人を指名します。

日程第2、議事の上程です。
最初に議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。
それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 議案の説明をさせていただきます前に、議案書3ページ番号5、池之尻町の案件につきましては、議案書5ページ議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の番号2と関連しますので、議案第3号で一括して説明いたします。
それでは、議案第1号の番号5を除く案件につきまして、担当からご説明いたします。

お疲れさまです。
それでは議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請について農地法第3条第1項の規定に基づき、農地の権利を移転又は設定したい旨、次のとおり申請があったので、許可することについて意見を求めます。

議案書2ページを御覧ください。
番号1について、議案書の記載のとおり、黄和田町地先の農地2筆合計面積447

平方メートルについて売買による所有権移転の申請がありました。
譲受人が住宅を購入するにあたり隣接する農地も購入され営農されます。

番号2について、議案書の記載のとおり、宮川町地先の農地1筆面積214平方メートルについて売買による所有権移転の申請がありました。
譲渡人の高齢化に伴い経営面積の縮小を希望され、譲受人が引き継いで営農されます。

番号3について、議案書の記載のとおり、甲津畑町地先の農地2筆合計面積3,108平方メートルについて売買による所有権移転の申請がありました。
譲渡人の高齢化に伴い経営面積の縮小を希望され、譲受人が引き継いで水稻を営農、経営面積を拡大されます。

番号4について、議案書の記載のとおり、上羽田町地先の農地1筆面積694平方メートルについて売買による所有権移転の申請がありました。
譲渡人の高齢化に伴い経営面積の縮小を希望され、譲受人が営農されます。

議案書3ページを御覧ください。

番号6について、議案書の記載のとおり、桜川西町地先の農地2筆面積54平方メートルについて売買による所有権移転の申請がありました。
申請地は、平成17年3月に、国から蒲生町に法定外公共物道路及び河川として譲与された土地で、令和6年9月に譲受人から用途廃止の申請をされ、譲受人へ払い下げをされるものです。
所有権の移転にあたり、現況地目の「田」で保存登記されているため、今回農地法第3条お申請をされたものです。

番号7について、議案書の記載のとおり、横溝町地先の農地1筆面積2,141平方メートルについて売買による所有権移転の申請がありました。
譲渡人の高齢化に伴い経営面積の縮小を希望され、譲受人が引き継いで水稻を営農、経営面積を拡大されます。

番号8について、議案書の記載のとおり、下里町地先の農地2筆合計面積4,275平方メートルについて贈与による所有権移転の申請がありました。
譲渡人の高齢化に伴い経営面積の縮小を希望され、譲受人が引き継いで水稻を営農、経営面積を拡大されます。

番号1の農地を初めて取得されることについて、営農計画書の内容から、家庭菜園目的で季節野菜及び果樹を育てていかれること、継続的に営農をされていく旨の確認をしました。農作業の経験については、有機野菜農家で研修を受けていた経験があります。

番号2及び番号6は譲受人の取得後における耕作面積が50アール未満であることから、営農計画書が添付してあります。

番号4の農地を初めて取得されることについて、営農計画書の内容から、家庭菜園目的で季節野菜及び果樹を育てていかれること、農業に必要な知識や技術を知人等から教授してもらいつつ、継続的に営農をされていく旨の確認をしました。

また、番号4は、3年以内の農地所有権移転のため理由書が添付してあります。

そして、番号2及び番号3は譲受人の所有している地目が農地である筆について現況が山林化しつつある状況であるため、速やかに是正をする旨の確約書を提出いただいています。

番号7の譲受人の所有している地目が農地である筆について現況が宅地化（倉庫が建っている）していることから、農地法第4条等の転用許可の手続きができていない状態ではありますが、速やかに是正申請をする旨の確約書を提出いただいています。

全ての譲受人は地域の農業を理解しており、水利調整、共同作業等協力することによって、周辺地域との調和要件について問題ないと考えます。

そして、農作業に必要な農機具については、家庭菜園で利用する目的で農地を取得される方については、家庭用草刈り機、鎌、鍬、スコップ、軽トラック等を所有されています。また、今後、営農を継続的に行う上で必要となる農機具については、計画的に所有されることを検討される旨も確認しています。

その他の譲受人は、トラクター、コンバイン、田植機、乾燥機、籾摺機、トラックを所有又は営農組織と共同利用しておられます。経営農地について、どの案件についても譲受人又はその同居する世帯員等で耕作され、各申請のそれぞれにおいて全部効率利用の面で問題ないと考えます。

これらのことから、農地法第3条第2項各号の許可要件のすべてを満たしていると考えます。

また、地区の担当農業委員からも確認書を提出いただいております、問題はないと考えます。以上、御審議よろしくお願いします。

議長 事務局の説明は終わりました。
それでは、番号5を除く、番号1から番号8までを一括して何かご意見はございますか。

よろしでしょうか。

ご意見もないようですので、採決に移ります。

番号5を除く、番号1から番号8まで承認される方は挙手を願います。

（全員挙手）

全員賛成と認めます。よって、本案は可決いたしました。

議長 次に、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題と致します。
それでは事務局の説明を求めます。

次に、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題と致します。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 それでは議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請について農地を転用したい旨、次のとおり申請がありましたので、許可することについて意見を求めます。
議案書の4ページをご覧ください。

番号1について御説明いたします。

本件は、中小路町に居住する者が、自ら所有する上二俣町地先の農地1筆、面積343平方メートルの土地を倉庫及び庭として利用するために転用の申請があったものです。

なお、本案件は、農地法が施行される前の昭和11年頃から、代々、倉庫及び庭として利用してきた背景があり、理由書付きの申請となっています。

今回、申請人が申請地を相続した際に、土地の整理していたところ登記地目と現況地目に相違があることから登記地目是正のために本申請に至ったとのこと です。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、申請地は実家に隣接している土地であることから日常生活に必要なもの等の保管場所が必要であり、自宅敷地の一体として利用するために利便性の良い当該申請地を選定されました。

土地の利用計画については、倉庫及び庭として利用されます。

土地の造成計画につきましては、顛末案件のため造成等の工事は行わず、雨水については、敷地内において地下浸透処理されます。

申請地は、第3種農地と判断でき、原則許可できるとものとなっております。

他添付書類についても問題はありませんでした。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

番号2について御説明いたします。

本件は、沖野五丁目に居住する者が、自ら所有する沖野三丁目地先の農地1筆、面積932平方メートルの内340平方メートルの土地を駐車場として利用するために転用の申請があったものです。

なお、本案件は、農地転用の許可を受けずに申請人が駐車場として途中まで造成工事を進めていたため、顛末書付きの是正申請となっています。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、申請人は申請地の隣接地でイチゴの栽培と直売を行っていますが、お客さん用の駐車場として借用していた土地を返還する必要があるため、新しい駐車場が必要となり、利便性の良い当該申請地を選定されました。

土地の利用計画については、車両10台分の駐車場として利用されます。

土地の造成計画につきましては、現状地盤に碎石及び砂利を引き整地される計画です。雨水については、地下浸透で処理されます。

申請地は第2種農地と判断でき、原則許可できませんが、隣接土地との一体利用であるため、立地基準上は例外的に認められるものです。

他添付書類についても問題はありませんでした。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

番号3について御説明いたします。

本件は、大津市に居住する者が、自ら所有する福堂町地先の農地1筆、面積238平方メートルの土地を倉庫及び駐車場として利用するために転用の申請があったものです。

なお、本案件は、農地転用の許可を受けずに申請人の父が以前から倉庫及び駐車場として利用していたため、顛末書付きの是正申請となっています。

また、申請人が申請地を相続し、土地を整理していたところ農地法の許可を受けていないことが判明したため、本申請に至りました。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、申請人は申請地の隣接地に実家

があり、現在も管理のために姉妹で定期的に訪れているが実家には駐車場がなく、また、実家の荷物置き場も必要であるため、当該申請地を選定されました。土地の利用計画につきましては、倉庫1棟及び4台分の駐車場として利用されます。

土地の造成計画につきましては、顛末案件のため造成等の工事は行わず、雨水については、地下浸透及び南側の道路側溝に放流し処理されます。

申請地は第3種農地と判断でき、原則許可できるものとなっております。

他添付書類についても問題はありませんでした。

担当農業委員は、〇〇〇〇〇委員です。

番号4についてご説明いたします、

本件は、小田苅町に居住する者が、同町地先の農地1筆、面積161平方メートルの内61平方メートルの土地を駐車場として利用するために転用の申請があったものです。

また、今回の申請地の申請部分以外につきましては、平成2年に転用が行われています。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、申請人は申請地の近接地に居住しており、家族用の駐車場を借用していましたが、返却する必要が生じたため、新しく駐車場が必要であり、利便性が良い当該申請地を選定されました。

土地の利用計画につきましては、2台分の駐車場として利用されます。

土地の造成計画につきましては、現状地盤から耕土をすきとり、盛土を行い、整地をされる計画です。雨水については、地下浸透で処理されます。

申請地は、第3種農地であり、原則許可できるものです。

他添付書類についても問題はありませんでした。

担当農業委員は、〇〇〇委員です。

いずれの案件についても、一般基準において基準に抵触するものではなく、農地法第4条第2項に基づき審査したところ、転用許可は相当と判断いたしました。以上、ご審議の程よろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。

本案については、事前調査がなされておりますので、調査の報告を求めます。

32 番

番号1上二俣町ですが、申請人は中小路町に居住されています。上二俣町の中央にあるメイン道路中ほどに申請地があり、事務局の説明どおり相続の手続きの時に畑と判明しましたので、理由書付きの案件となっております。写真を見て頂きましたとおり奥に倉庫があり左側に自宅があります。現況も宅地になっており問題は無いと思います。

番号2沖野の〇〇〇〇〇ですが、写真の左側に幹線道路があり市街地から尻無町に行く道路があります。右側にビニールハウスがあり、当初6棟ありましたが1棟を撤去され、イチゴの販売をされておりお客さんが道路に車を止められるので警察から危険と指導があったのと、道路に反対側に駐車場を借りていましたが事務局からの説明がありましてとおり土地を返還する必要が生じたため、1棟解体し、碎石を入れ整備をされていましたが、転用の手続きが出来ていないと、事務局から指導され整備を中断され顛末書付きの案件であります。申請地の周辺は、小学校もあり、市街化区域に隣接しておりやむを得ないと思いま

す。

番号3 大津市の居住されている方が福堂町に実家があり申請人の父親が農地転用の許可を受けずに倉庫を建築され農地としては利用していなかったのと倉庫の手前は駐車場として利用されていました顛末書付きの案件です。転用はやむを得ないと思います。

番号4 小田苅の案件です。申請地の隣に倉庫がありまして平成2年転用をされておりまして。申請人の家族で車の所有台数が増えたのと、現在借りている駐車場も返却しなければならないため、現在畑として利用されているところを転用して駐車場と利用したとの事です。問題ないと思います。

議長 事務局の説明及び調査報告が終わりました。
それでは、まず番号1について何か御意見はございますか。
よろしいですか。

番号2について何か御意見はございますか。
よろしいですか。

番号3について何か御意見はございますか。
よろしいですか。

番号4について何か御意見はございますか。
よろしいですか。

御意見もないようですので、採決に移ります。
本案を承認される方は挙手を願います。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本案は可決いたしました。

次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」と関連します議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」の番号5、及び議案第4号「事業計画変更承認申請について」の番号1を議題と致します。

それでは事務局の説明を求めます

事務局 ここで、議案の説明に入ります前に、議案書の訂正をさせていただきます。
番号6につきましては、許可申請の取り下げ願がありましたので、取り下げとさせていただきます。理由といたしましては、月例総会までに地役権者の同意書が準備できなかったためです。

それでは議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、農地を転用し農地の権利を移転又は設定したい旨、次のとおり申請があったので、許可することについて意見を求めます。
議案書の4ページから5ページをご覧ください

番号 1 についてご説明いたします。

本件は、園町で運送業、物品の梱包及び発送業務を請負う法人が、同町地先の農地 4 筆、合計面積 2,698 平方メートルの土地を売買により取得し、露天駐車場として利用するため転用の申請があったものです。

申請理由及び土地の選定理由については、譲受人である法人は、現在、申請地の北側に本社があり、本社敷地内で運送業等を営まれています。繁忙期においては運送車両の駐車スペースが確保できず、一時的に道路路肩に停車することもあるとのこと。この問題を解決するため、新たな駐車場を本社近くの利便性のいい場所に新設するとして申請地を選定されたとのこと。

土地の利用計画については、一般車両駐車スペースとして 17 台分、大型車両駐車スペースとして 14 台分の露天駐車場として利用される計画です。

土地の造成計画につきましては、東側道路高まで盛土をし、砕石にて敷設する計画です。雨水については、地下浸透にて排水されます。

申請地は第 2 種農地と判断できますが、目的達成のための土地選定に代替性が見込まれる場合は原則許可できませんが、代替性が見込めないことから例外的に許可できるものです。

また、添付書類についても問題はありませんでした。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

議案第 1 号番号 5 及び議案第 3 号番号 2 について、関連がありますので、一括して説明させていただきます。

まず、議案第 3 号番号 2 について説明させていただきます。

本件は、池之尻町に所在する農事組合法人が、同町地先の農地 1 筆、面積 2,410 平方メートルの内 330 平方メートルの土地を売買により取得し、農作業場及び農業用倉庫として利用するために転用の申請があったものです。

申請理由及び土地の選定理由については、譲受人である法人は平成 29 年 4 月 10 日付、東近江市農委指令第 5099 号で転用許可を受け、既に農作業場及び農業用倉庫として申請地を転用されていますが、当時、賃貸者であった権利内容が今回、所有権移転に変更されたことから理由書付きの申請となっています。

今回の申請の取扱いについては、農地法の許可は当事者間の法律行為の補充行為であることから、原則的には前回の許可は空振りとするしかなく、事業計画変更ではなく今回再申請されたものです。

譲受人である法人は現在約 30 ヘクタール余りの農作業を請負され、大型機械の導入や農業資材も増えたことから十分な作業スペースを確保した上で、防犯面を強化したいとして、譲受人所有の既設倉庫との一体利用ができる申請地を選定されたとのこと。

土地の利用計画は建築面積 168.91 平方メートルの農業用倉庫が 1 棟と野菜等の出荷作業スペースとしています。

土地の造成計画につきましては、既に前回の許可後、造成しており、現状のまま利用されます。雨水については、隣接する耕作地へ排水されます。

申請地は、農振農用地区域内農地ですが、農業用施設であることから、立地基準上は例外的に許可できるものです。

また、平成 29 年 3 月 24 日付で農振農用地いわゆる青字から農業用施設用地に変更されており、他添付書類についても問題はありませんでした。

次に同時に申請された議案第 1 号番号 5 の 3 条申請について説明いたします。

議案書の記載のとおり、池之尻町地先の農地 1 筆 2,410 平方メートルの内 2,080 平方メートルについて売買による所有権移転の申請がありました。

譲渡人の農業廃止に伴い、譲受人が譲渡人の要望もあり、営農されます。

譲受人は地域の農業を理解しており、水利調整、防除作業等協力するとのことで、周辺地域との調和要件について問題ないと考えます。

また、譲受人の経営状況は現在農作業を受託されている状態で経営面積は無いので全部効率についても問題はありません。

これらのことから、農地法第 3 条第 2 項各号の許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上、今回、分筆登記をせずに所有権移転を行うとして申請地 1 筆を利用内容が異なる形で申請されたことから、関連性のある案件として説明をしました。

担当農業委員は、〇〇〇〇〇委員です。

番号 3 と議案第 4 号事業計画変更の番号 1 は一体の転用ですので、一括してご説明いたします。

本件は、長浜市に居住する者が、聖和町地先の農地 1 筆、面積 991 平方メートルの土地を売買で取得し、賃貸用共同住宅として利用するために転用の申請があったものです。

また、本件につきましては、今回の譲渡し人が本事業を行うために、令和 6 年 10 月に農地法 5 条により転用の許可を受けて、所有権の移転を行いました、その後事業の見込みが立たなくなり、今回の申請者に事業を承継することとなったため、事業計画変更も同時に提出されています。

今回、5 条許可と事業計画変更の申請が同時に行われていますが、当初の転用許可後、事業未着手で現況が農地であるが所有権移転がなされている場合には、現況が農地である以上、農地を農地以外のものにする者が許可を受ける必要があるため、農地法第 5 条の許可が必要となります。ただし、当初許可書で適法に譲受人に所有権移転しているため、当初の許可も有効であると考えざるを得ないことから、当初許可に対する事業計画変更の手続きも同時に必要となります。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、聖和町の周辺では、賃貸用共同住宅への入居希望者は多くいますが、賃貸用共同住宅供給量が少なく需要があるため、立地の良い当該申請地を選定されました。

土地の利用計画につきましては、建築面積 283.21 平方メートルの賃貸用共同住宅 1 棟 12 戸分として利用されます。

土地の造成計画につきましては、現状地盤から耕土を鋤取り、盛土を行った後、敷地部分はアスファルト舗装仕上げとする計画です。

雨水については、敷地内に新設する吸込み槽で地下浸透処理されます。

申請地は第 2 種農地と判断できますが、集落に接続して設置される住宅であることから、立地基準上は例外的に許可できるものです。

他添付書類についても問題はありませんでした。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

番号 4 について御説明いたします。

本件は、上二俣町に居住する者が、同町地先の農地 1 筆、面積 35 平方メートル土地を使用貸借により借受け、車庫として利用するために転用の申請があったものです。なお、本案件は令和元年 9 月から、既に車庫として利用してきた経

緯があり、顛末書付きの是正申請となっております。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、申請人は隣接地に居住しており、現在、その住宅については建替え作業を行っていますが生活利便性を考慮し車庫として利用できる場所は他には無く、周辺の土地にも利用できる駐車場が無いことから当該申請地を選定されました。

土地の利用計画については、引き続き車庫（2台分）として利用されます。

土地の造成計画につきましては、顛末案件のため造成等の工事は行わず、雨水については、申請地西側の既存水路に排水されます。

申請地は第3種農地と判断でき、原則許可できるとものとなっております。

他添付書類についても問題はありませんでした。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

番号5について御説明いたします。

本件は、蒲生郡日野町で不動産業を営む法人が、山上町地先の農地1筆、面積854平方メートルの内200平方メートルの土地を賃貸借により借受け、進入路として利用するために転用の申請があったものです。

なお、本案件は令和7年4月に農地法の許可を受けずに造成工事を行い進入路として利用してきた経緯があり、顛末書付きの是正申請となっております。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、申請人は隣接地に駐車場を整備し利用していますが、駐車場利用の際の進入路が狭く、周辺土地にも進入路として利用できる利便性の良い土地が無いことから当該申請地を選定されました。土地の利用計画については、引き続き進入路として利用されます。

土地の造成計画につきましては、顛末案件のため造成等の工事は行わず、雨水については、申請地内において地下浸透にて処理されます。

申請地は第1種農地と判断でき、原則許可できませんが、隣接する既存施設の面積は約790.08平方メートル、その2分の1は395.04平方メートルであるので許可基準である、拡張部分が既存施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限るという基準において立地基準上は例外的に許可できるものです。

他添付書類についても問題はありませんでした。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

いずれの案件も、一般基準において基準に抵触するものではなく、農地法第5条第2項に基づき審査しましたところ、転用許可相当と判断いたしました。

以上、ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。

本案については、事前調査がなされておりますので、調査の報告を求めます。

29番

1番目の〇〇〇〇〇〇〇〇〇株式会社本社の近くで駐車場を探しておられました。当該地から約300メートル離れた場所しか見つかりませんでした。この土地は4筆あり、県道中里・山上・日野線沿いに隣接してしまして第2種農地でありまして田んぼの裏側は森林であり、農作業を続けるのも問題がありそうなので、新しい方で利用されるなら良いと思います。

2番目農事組合法人〇〇〇〇〇〇〇〇〇ですけど申請地の反対側に農業組合の倉庫を借りて作業をされていましたが、手狭になりましたので、数年前に今回の申請地の土地を借地して倉庫を建てられましたが、世代交代になって問題が起き

ると大変なで今回、購入されることになりました。大規模でされている法人でありますので妥当と思います。

3 番目聖和町ですが、両サイドは住宅であり、その中に田んぼがあります。この状況で農業をするのは大変ですし、田んぼを起こして道路に上がったら土も落ちるし、秋の刈取りはホコリも出ますので作業をするのに気を使います。周りは住宅ばかりののではないかと思います。

31 番 番号 4 ですが道路拡幅工事で用地買収で土地が減った分、代替地の土地が宅地になっていると思っていたら車庫を建てたら農地のままだわかりました。今回、顛末書付きの案件です。特に問題は無いです。

番号 5 ですが貸し駐車場で国道 421 号から進入路を予定していたのですが、用地が確保出来なかったので建設省の公衆道路を利用することになりました。隣接にある会社の駐車場と利用されます。特に問題は無いです。

議 長 事務局の説明及び調査報告が終わりました。
番号 1 について何かご意見はございますか。

番号 2、及び関連します議案第 1 号番号 5 について何かご意見はございますか。

番号 3、及び関連します議案第 4 号番号 1 について何かご意見はございますか。

番号 4 について何かご意見はございますか。

番号 5 について何かご意見はございますか。

御意見もないようですので、採決に移ります。

議案第 3 号、及び関連します議案第 1 号番号 5、議案第 4 号番号 1 を承認される方は挙手を願います。

本案を承認される方は挙手を願います。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本案は可決いたしました。

次に、事務局長の専決事項として処理しております報告第 1 号から第 4 号まで事務局に一括して報告を求めます。

事務局 報告第 1 号、「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の報告」について説明いたします。議案書 8 ページ をご覧ください。
番号 1 番、八日市上之町の庭の案件について、市街化区域内農地の転用につき、事務局長専決により届出を受理しましたので報告させていただきます。

報告第 2 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用の届出の報告」について説明いたします。

議案書 9 ページ、10 ページをご覧ください。

番号 1 林田町の分譲宅地の案件から番号 4 外町の宅地の案件について、市街化区域内農地の転用につき、事務局長専決により届出を受理しましたので報告させていただきます。

次に、報告第 3 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出の報告について」説明いたします。議案書 11 ページから 13 ページをご覧ください。

番号 1 から番号 15 まで、すべて相続により所有権を取得されたものです。

いずれの案件も農地法第 3 条の許可を要しないことから事務局長の専決により受理通知を交付しております。

届出人の「あっせん希望の有無」については、番号 12 が「有」となっておりますが、担当地区の農業委員さんに働きかけていただいております。

次に、報告第 4 号「農地の貸借権の合意解約の報告について」説明いたします。

議案書の 14 ページから 16 ページをご覧ください。

賃貸借権の合意解約につきましては、14 ページ、15 ページの番号 1 番から 6 番までです。

また、使用借権の合意解約につきましては、16 ページの番号 1 番から 3 番までです。

合意解約内容につきましては議案書記載のとおりでございます。

報告案件は以上となります。

議 長 事務局の報告が終わりました。

報告第 1 号から第 4 号について何かご質問はございますか。

よろしいでしょうか。

特にないようですので、これで報告事項を終わります。

以上で本日の議案審議はすべて終了しました。

これをもって令和 7 年度第 3 回（6 月期）月例総会を終了いたします。

長時間の御審議ありがとうございました。

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために署名する。

議 長

14 番

15 番